

# 国民年金の任意加 こ存じですか?

窓口 サービス課

# 60歳から任意加入される方へ

ません。 ば、満額の年金を受け取ることができ るまでの4年間保険料を納めなけれ 老齢基礎年金は、20歳から60歳にな

り、保険料の納付期間が4年間に満た できます。 ることで満額の年金に近づけることが の間に国民年金に任意加入し、納付す ない場合は、00歳から65歳になるまで 国民年金保険料の納め忘れなどによ

なります。

### を満たせない場合は? 65歳になっても受給資格期間10年

間で10年間の受給期間を満たすまで加 65歳の時点でこの要件を満たしていな 月より、受給資格期間が25年から10年 には、保険料の納付済期間や免除期間 例任意加入といいます。昭和40年4月 入期間を延長することができます(特 い場合は、65歳から70歳になるまでの に短縮されました) 必要となりますが 等が原則として10年以上(平成29年8 なお、老齢基礎年金を受給するため

> きます。 も国民年金に任意加入することがで 1日以前に生まれた方に限られます)。 また、海外に在住する日本国籍の方

年金係へご相談ください。 任意加入を希望される方は市国民

※任意加入制度には、免除制度があり 保険料の納付は、原則、口座振替と ませんのでご注意ください。

## 10年に満たないときの合算対象期間 (カラ期間)

を満たしたことになります。 る期間のことです。このカラ期間と年 ませんが、10年の資格期間には含まれ す。カラ期間とは、年金額には反映され 上あれば、老齢基礎年金の資格期間 の加入期間を合わせた期間が10年 間)」というものが設けられていま 公的年金には、「カラ期間(合算対象

#### 【主なカラ期間

サラリーマンや公務員の配偶者で、国 )昭和36年4月から昭和61年3月まで

国民年金係 **☎973 – 5498** 60歳未満の期間

民年金に任意加入しなかった20歳以上

②平成3年3月までに20歳以上の学生 在住していた期間…など までの間で日本国籍を持つ方が海外に ③昭和36年4月以降の2歳から6歳 で、国民年金に任意加入しなかった期間

期間とされています。 などから脱退手当を受けた期間もカラ また、昭和61年3月までに厚生年金

# 受給資格期間となるその他のケース

となる場合があります。 次の2つのケースでも受給資格期

①沖縄に住んでいた場合

期間となります。 険料を支払った場合は、保険料納付済 で引き続き沖縄に住んでいたことがあ で、昭和3年4月から昭和4年3月ま る方は、保険料免除期間とみなされます (20歳以上60歳未満の期間に限る)。 月から平成4年3月までの間に、保 昭和25年4月1日以前に生まれた方 また、これに該当する方が、昭和62年

間に含まれるケースがあります。 加入していた場合、その期間も加入期 ②海外で年金加入をしていた場合 海外在住の間、その国の年金制度に

## 本人の申出が必要です

されることになっています。 本人の申出と確認書類に基づいて認定 これらのカラ期間は、原則としてご

2267)にご相談ください。 年金機構コザ年金事務所(☎933-れる方は、市国民年金係または日本 能性のある期間をもっていると思わ 満たせない方で、カラ期間となる可 10年の老齢基礎年金の資格期間

### 過去5年分まで国民年金 保険料が納められます!

方は対象外です。 できる、後納制度が始まっています。 の納め忘れた保険料を納めることが までの3年間に限り、過去5年以内 ただし、老齢基礎年金を受けている 平成2年10月から平成30年9月

額が増えたり、納付した期間が不足 金受給資格を得られる場合があり して年金を受給できなかった方が年 後納制度を利用することで、年金

用ください。くわしくは この機会にぜひ後納制度をご利

## ねんきん加入者ダイヤル

へお問い合わせください。

